

いじめ防止基本方針

I 本校のいじめ防止の対策について

1 学校いじめ防止基本方針とは

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校が、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関して定める基本的な方針をいう。

学校は、国、県、市の基本方針を参考にし、学校としてどのようにいじめ防止等の取組を行うかについて「学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）として定める。

本基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見、いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、教員の資質向上に対する校内研修の充実などを定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校内外の一定の人間関係の中で、他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々のいじめ行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。本人がそれを否定する場合であっても、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察して、いじめかどうかを判断する必要がある。

いじめに対する基本方針を以下のとおりとする。

- いじめは決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることである。
- 学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要がある。

3 いじめ防止のための取組

(1) いじめを許さない学校づくり

- ① いじめている児童に対しては、毅然とした指導が必要であること。また、いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示

すことが重要である。

② 児童一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要である。担任－児童の良好な関係を築き、児童が担任に相談しやすい状況を作る。

③ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでの陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

(2) いじめの早期発見・早期対応について

① いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校等における相談機能を充実し、児童の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備すること。尚、最優先は該当児童の保護を行う。

② 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと。

③ 事実関係の究明に当たっては、事実の把握を正確かつ迅速に行うこと。

④ いじめが発生したときは、学校のみで解決することに固執することなく、保護者等からの訴えに謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取組む姿勢が重要である。また、教育委員会と連携して対処すること。

⑤ 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。

4 いじめ防止基本方針での取組の見直し

本基本方針で定めた取組等については、毎年度の「学校評価」の中で達成目標に近づいたかどうかを評価し、次年度の取組に生かす。



Ⅱ いじめの発見・対応と校内体制

1 いじめの早期発見（チェックポイント）

- ☐ 遅刻、欠席が増える。
- ☐ 時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- ☐ 表情がさえず、うつむき加減。
- ☐ 出席確認の際、声が小さい。
- ☐ 頭痛、腹痛などを頻繁に訴える。
- ☐ 授業中、正しい答えを冷やかされる。
- ☐ 筆圧が弱くなる。
- ☐ 休み時間はトイレなどに閉じこもったり、遅れたりして教室に入ってくる。
- ☐ 物が壊れる等、事件が起きると、その子のせいにされる。
- ☐ 椅子や机が壊されたり、所持品や机などに落書きされたりする。
- ☐ 授業の始めに、机の上の教科書などが散乱している。
- ☐ 特定の子の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。
- ☐ 正しい意見なのにやじが飛ぶ等、その意見がなぜか支持されない。
- ☐ 用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをウロウロしたりする。
- ☐ その子を誉めると、クラスの子どもたちがあざけり笑ったり、しらけたりする。
- ☐ あとで「何さ、あんなやつ誉めて」とケチがつく。
- ☐ 「誰かやってくれないか」と言うと、特定の子の名がふざけ半分でいつも出てくる。
- ☐ 今までのグループからはずれて一人ポツンとし、沈みがちになる。
- ☐ 「ばいきん」「○○菌」などと人の嫌がるあだ名をつけて呼ぶ。
- ☐ 急いで一人で帰宅する。
- ☐ 日記、作文、絵画などに気に掛かる表現や描写が表れる。
- ☐ 集金等の提出が遅れる。
- ☐ 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。

2 校内の指導体制

学級担任	◇早期対応は、出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。 ◇「いじめ」に気付いたときは、焦らない、慌てない。 ◇話を聴いたり行動を観察したりして問題をつかむ。 ◇一人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、教職員間で情報を共有する。 ◇小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。 ◇いろいろな立場の子供たちの思いをとらえる場を設定して対応する。 ◇子供同士がふれあい、互いの理解を深める場や活動を設定する。
------	---

専科	◇特別教室への移動中や学習中等にいじめの信号をキャッチする。 ◇いじめをキャッチしたら、担任と情報・意見を交換し、積極的に支援・協力する。
児童支援・教育相談担当	◇いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識を持つ。 ◇学級担任を精神的に支える（共に考える。次の具体的な指導のヒントを与える）。 ◇家庭と同じ土俵に立つ（共感的に受け止める。解決への努力を示す）。 ◇学校全体を巻き込む（相談して良かったと思う雰囲気。いじめ撲滅の連帯意識を持つ）。 ◇いじめを学級や学年だけの問題にしない。 ◇ブロック会、支援会や職員会議などの場で、その解決策、支援策について意見を出し合い、校内の指導体制を確立する。 ◇必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談及び学習指導などを行う。 ◇警察等関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラー、専門機関、学校医等との相談体制を整えておく。
養護教諭	◇把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任、校長・教頭に伝える。 ◇保健室に駆け込んでくるいじめられた子供たちには、子供の心の流れに添った柔軟な考えや構えをもって接する。 ◇訴えてきた子供の心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共にする。 ◇いじめや仲間はずれが口実に過ぎない時もある。問題の本質を正確にとらえる。 ◇信頼され安心できる保健室の雰囲気作りに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気付かせる。
教頭	◇「いじめ」は人権にかかわる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校挙げての協力体制の確立に努める。 ◇「いじめ」の具体的な指導の留意点などについて職員会議や研修会等で伝え、教職員間の共通理解を図る。 ◇児童の心に触れるカウンセリングマインドを身に付けるために全教職員による研修を実施する。 ◇全教育活動の中で児童を理解するために、教職員相互の情報交換を大切にする。
校長	◇速やかに、教育委員会に報告し、校内いじめ防止対策委員会を開催し、いじめ事案の指導方針や方法等について協議するなど全教職員共通理解のもとに、学校全体として、いじめ解消を図る。また、重大な事案については、外部委員を招集し、教育委員会と協議のもと対応を図る。

3 いじめの早期対応

(1) いじめられている児童に対して

まず、何より本人の訴えを、本気になって傾聴することである。そして、該当児童の心理的緩和(ケアと保護)が最優先である。

- ① 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。→傾聴の姿勢
- ② 安心：具体的支援内容を示す。→教師は絶対的な見方
- ③ 自信：良い点を認め励まし、自信を与える。
- ④ 回復：人間関係の確立を目指す。→交友関係の醸成
- ⑤ 成長：自己理解を深め、改善点を克服する。→自立の支援
*心理的ケアを十分に行う

(2) いじめている児童に対して

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導していく必要がある。

- ① 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
→はっきり確認がとれるまでは頭ごなしに決めつけない
→該当児童の担任と児童1対1で行う場合や複数で対応する場合等状況により、管理職が判断する。(場合により保護者にも同席してもらう)
- ② 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。→受容的態度
- ③ 内省：いじめられる子のつらさに気付かせる。
→いじめは絶対にいけないことの指導
→いじめている子もつらい立場かもしれない
- ④ 処遇：課題解決のための援助を行う。
→いじめのエネルギーの善用を図る
- ⑤ 回復：役割体験等を通じて所属感を高める。
→成長への信頼 *心理的ケアを十分に行う

(3) いじめられている児童の保護者への対応

教師と保護者のいじめに対する、基本的認識がずれないように対応する。

- ① いじめの事実を正確に伝える。
- ② 学校は、いじめられている子を守るというという姿勢を示す。
- ③ 信頼関係を構築する→不用意な発言をしない。
 - ・児童の理解不足、感性の乏しさを問われる発言
 - ・「被害者保護優先」を無視した発言
 - ・被害者の「痛み」に共感を示さない発言

- ・具体性のない発言

④ 家庭との連絡を密にとる（被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼）。

＊被害者の保護者に、具体的な取り組みをきちんと伝えて理解を得る。

（４）いじめている児童の保護者には

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について 指導・助言し、保護者の協力を得る。

- ① 事実をきちんと伝える。
- ② 保護者の心情を理解する（怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安等）。
- ③ 具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。

（５）学級では

教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す。

- ① 具体的事実に基づいて話し合う（当事者の了解・配慮）。
- ② いじめられた子どもに共感させ、いじめた子どもも学級集団に情緒的に取り組むようにする。
- ③ 傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- ④ 「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級をつくる。
- ⑤ 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。

【学級での話し合いの進め方】

ア 事実と問題の明確化・・・いじめは許されない行為である

イ 冷静な解決の模索・・・生活の振り返り、自己内省による知的変革

ウ 行動指針の発見・・・内省による具体的行動（是認、黙認→責任の確認）、人権意識の育成、新罹患の確立

エ 連帯感の育成、人間関係づくり・・・自己存在感・自己肯定感

（６）関係機関との連携

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん各関係機関との連携を図る。

- ① いじめ問題学校支援委員会を中心として、市教育委員会の指導のもと、早急に解決にあたる。

- ② 学校、家庭、関係機関との連携を日頃から図っておき、いじめ問題への対応及び緊急体制につて全教職員で確認しておく。
- ③ 重大ないじめ案件については、いじめ問題学校支援委員会及び弁護士、教育関係者を交えた、対策委員会を招集する。

【いじめ問題学校支援委員会とは】

校長・教頭・教務主任・当該学級担任・人権教育主任・各部会部長・他関係団体代表・学校医・スクールカウンセラー（以下SC）、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）で、いじめ解決にあたる。

なお、重大いじめ事案については、上記メンバーに、弁護士・市教育委員会等、必要な人員を加え、対策を協議する。

Ⅲ いじめの未然防止について

「いじめは、誰にでも起こりうる」という事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止の取組が必要である。

いじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであるという認識を持ち、児童同士が互いにコミュニケーションを図り、理解しあっている場を多く持つことが大切である。

また、児童の発達段階を考慮し、児童がいじめの問題に対して考え、議論する等の場の設定をしていく必要もある。

（１）学級経営の充実

それぞれの児童の居場所が学級にあり、担任と児童、児童と児童が互いに信頼関係を構築し、良好な関係を結べるような学級づくり・学級経営を行っていく。

（２）仲間づくり

各学級での「あったかタイム」（学級内での相互理解）、学年枠をなくした「わくわく」活動（縦割り班でのレクリエーション）等の時間を活用し、これまで以上に仲間づくりを推進する。

（３）学校生活アンケート・Q－Uの活用

年２回の学校生活アンケートで、児童のつぶやきや悩みを拾い、いじめの実態把握に努める。また、Q－Uを分析し、子どもたちの学級での置かれている位置を知り、少しでも満足に近づくような取組を進める。

（４）教育相談体制の充実

学級担任がアンテナを張り、児童の言動や様子を観察する。悩みがある場合は、担任や生徒指導、管理職が話を聞く。また、SCやSSWが訪問日に合わせて、個人面談等を行い、児童の悩みを受け止める。いじめが起こった場合には、被害者・加害者、当該学級の児童、その保護者等の心のケアをしていく。

（５）生徒指導体制の徹底

児童センター等と情報を共有し、児童の変化をいち早くとらえ、指導に生かす。

（６）教職員の資質向上

毎日接する児童の本音を受け止め、いじめを未然に防ぐことができるよう、教職員のカウンセリング能力の向上を図るための校内研修を実施する。

